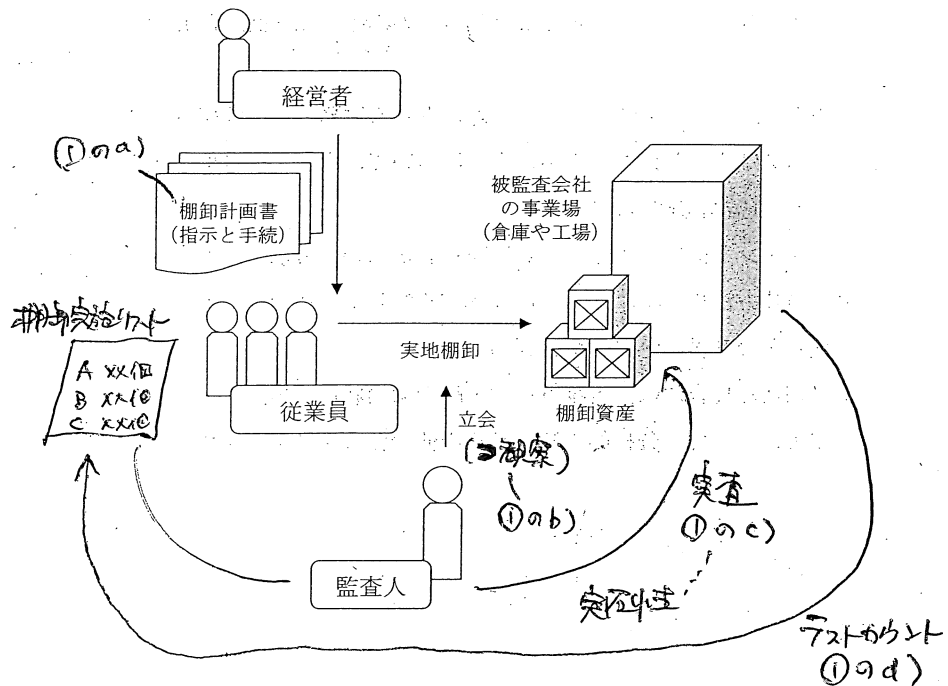




(2) 訴訟事件等 ～企業が当事者となっている訴訟事件等の網羅性 【短C 論B】

監査人は、企業が当事者となっている訴訟事件等を識別できるように監査手続を立案し実施しなければならない。この監査手続には、以下の手続を含めなければならない^(*)1)。[監基報501:8]

- ① 経営者（適切な場合、法務担当者その他の企業構成員）への質問
- ② 取締役会及び必要に応じて監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会の議事録の閲覧、並びに企業と顧問弁護士との間の文書の閲覧
- ③ 法務関連費用の検討

監査人は、識別した訴訟事件等に関する重要な虚偽表示リスクを評価する場合、又は実施した監査手続によって重要な訴訟事件等が存在する可能性がある^(*)2)と判断した場合には、企業の顧問弁護士と直接コミュニケーションしなければならない^(*)2)。監査人は、経営者によって作成され監査人によって発送される質問書によってコミュニケーションしなければならない。[監基報501:9]

(*)1) 監査人は、経営者に、財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等が全て監査人に示され、適用される財務報告の枠組みに準拠して処理され開示されている旨の経営者確認書を提出するように求めなければならない（後掲 p. 179 記載例6 参照）。

(*)2) 企業の顧問弁護士との直接のコミュニケーションは、監査人が、重要となる可能性がある訴訟事件等があるかどうか、及び法務関連費用を含む財務上の影響に関する経営者の見積りが合理的であるかどうかについて、十分かつ適切な監査証拠を入手することに役立つ。